

答 申 第 2 9 号  
平成27年1月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会  
会 長 大 道 晋

徳島県個人情報保護条例の一部改正について（答申）

平成26年10月20日付け総務第509号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

(別 紙)

## 第1 個人情報の定義 (第2条第2号)

個人情報の定義において「(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)」の文言を削除することが適当である。また、「生存する」の文言は追加しないことが適当である。

### 【理 由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）において、特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報と定義されており、また、地方公共団体が保有することとなる特定個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報であって、個人番号を含むものと規定されている。

番号利用法の制定に伴い、個人情報の概念の中に特定個人情報という概念を新たに包摂することとなり、徳島県個人情報保護条例（平成 14 年徳島県条例第 43 号。以下「条例」という。）第 2 条において規定する個人情報についても、特定個人情報を包摂することとすべきところ、条例の個人情報の定義とは異なる個人情報保護法の個人情報の定義に依拠する特定個人情報をそのまま包摂することはできない。

したがって、特定個人情報を包摂することができるよう、条例の個人情報の定義の整理を行い、個人情報保護法の定義との整合性を図る必要がある。

条例第 2 条第 2 号に規定する「個人情報」とは、「個人に関する情報（法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」とされている。

一方、個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」とされている。

条例と個人情報保護法の個人情報の定義の条文の文言を比較すると、条例には、「(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)」の文言があること、また、「生存する」という文

言がないという2点において大きく異なる。なお、条例には、個人情報保護法の条文にある「容易に」という文言がなく、条例における個人情報の取扱いについては個人情報保護法よりも厳格になっているが、個人情報の範囲は、条例の方が個人情報保護法よりも広いことから、番号利用法の制定に伴う改正の必要はないと考えられる。

1 「(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)」の文言について

個人情報保護法において、「法人その他の団体の役員に関する情報」(以下「法人等役員情報」という。)は、法人その他の団体の情報であると同時に、個人に関する情報としての側面も持つことから、個人情報に含めている。

他方、現行の条例では、個人情報保護法と同様の解釈により運用しているが、前述のとおり「個人情報」の定義規定の中に「(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)」との文言があり、法人等役員情報を「個人情報」から除外している。

そこで、このような条例を、個人情報保護法の規定に合わせて改正すべきか否かが問題となる。

ここで、本県の条例と似た規定として、大阪市の旧公文書公開条例第6条2号において、公文書の非公開事由に「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」との規定を置き、「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、3号において「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)」に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と定めて、個人に関する情報と法人等に関する情報とをそれぞれ異なる種類の情報として非公開事由を規定しているが、その解釈について、最高裁平成10年(行ヒ)第54号平成15年11月11日判決は次のように判示した。

「法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報であっても、当該行為者にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。そうすると、上記の職務の遂行に関する情報も、原則として、同号にいう『個人に関する情報』に含まれるというべきである。」

すなわち、上記最高裁判決は、個人情報の範囲から事業に関する情報を除外した条例規定があった場合でも、事業に関する情報が個人情報としての側面を有する場合には原則として個人情報に該当する、という判断をしているのである。

上記最高裁判決の趣旨を本県の条例に当てはめると、本県の条例が「個人情

報」の定義から法人等役員情報を除外する規定を置いていても、法人等役員情報が当該役員の個人情報の側面を有する場合には、原則的に個人情報として扱われることになると考えられる。このように解釈すると、結局のところ、法人等役員情報の除外規定を存続させる意味はほとんど無い。そのうえ、かかる除外規定が存在することにより、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれていれば、役員に関する情報については、法人等役員情報として全て排除されているかのような解釈上の混乱を招く危険もある。

したがって、「(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)」の文言を削除することが適当である。

## 2 「生存する」の文言について

徳島県個人情報保護条例の解釈運用基準（以下「解釈運用」という。）において、「死者に関する情報については、死者に権利能力がないためこの条例の対象となる個人情報に含まれないとの考えもあるが、死者の個人情報を不適正に取り扱うことによって、死者の名誉を傷つけたり、遺族等の権利利益を侵害するおそれがあるため、適正に取り扱う必要があることから、性質の許す限り、死者に関する情報も『個人情報』に含めて保護するものとする。」としている。

また、消費者庁の「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」によると、個人情報保護法においては、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っており、死者に関する情報については保護の対象とはならないが、死者に関する情報が、同時に生存する遺族などに関する情報である場合（例えば、死者の家族関係に関する情報は、死者に関する情報であると同時に、生存する遺族に関する情報である場合がある）には、その遺族などに関する「個人情報」となるとされている。

したがって、個人情報保護法においても死者の個人情報については、全く排除するものではなく、条例と解釈は同じであること、また、番号利用法上の個人番号については死者のものも含むとされていることから、個人情報保護法の条文にある「生存する」という限定を敢えて取り込む必要性はないと考えられるため、「生存する」の文言は追加しないことが適当である。

## 第2 特定個人情報に係る調整

特定個人情報の取扱いについて、番号利用法に則して読替え又は適用除外等の規定を設けることは適当である。

### 【理由】

番号利用法第31条において、地方公共団体が、当該地方公共団体及びその設置する地方独立行政法人の保有する特定個人情報について本法の趣旨に則した適正な取扱いを確保するため、また本人が特定個人情報及び情報提供等の記録を確認できるようにするため、必要な措置を講じなければならない旨を規定している。

したがって、特定個人情報の取扱いについて、番号利用法に則して読替え又は適用除外等の規定を設ける必要がある。

- 1 特定個人情報（番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）の取扱いにおける主たる改正について
  - (1) 目的外利用の禁止の例外及び提供が認められる場合を番号利用法に合わせる。
  - (2) 任意代理人による開示請求、訂正請求及び利用停止請求を認める。
  - (3) 他の法令による開示の実施の重複を認める。
  - (4) 利用停止請求をできる場合に番号利用法違反の場合（目的外利用の制限違反、収集・保管制限違反、特定個人情報ファイル作成制限違反、提供制限違反）を追加する。
- 2 情報提供等の記録（番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報）の取扱いにおける主たる改正について
  - (1) 目的外利用を禁止する。
  - (2) 提供が認められる場合を番号利用法に合わせる。
  - (3) 任意代理人による開示請求及び訂正請求を認める。
  - (4) 開示請求及び訂正請求に係る事案の移送を禁止する。
  - (5) 他の法令による開示の実施の重複を認める。
  - (6) 利用停止請求を認めない。

### 第3 事業者の責務（第45条）

個人番号を取り扱う事業者に対して、個人の権利利益の保護を図る必要性が高いことから、個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いを求める規定を新設することは適当である。

#### 【理由】

条例第45条第2項において、「事業者は、第6条第3項に規定する個人情報を特に慎重に取り扱わなければならない。」と規定している。

「第6条第3項に規定する情報」とは、思想、信条及び信教に関する個人情報、病歴、身体障がい等の身体に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（以下「センシティブ情報」という。）であり、不適正に取り扱われた場合は、個人の権利利益を侵害する危険性が高いとされている。

解釈運用においても、センシティブ情報は、原則として収集しないこととし、やむを得ず収集して利用又は提供する場合には必要最小限度にとどめ、収集したセンシティブ情報は、特に適正な管理に努めなければならないこととしている。

特定個人情報の取扱いについても、番号利用法によってその収集、利用又は提供が制限され、かつ漏えいや悪用を防ぐために厳しい保護措置や罰則規定が置かれていることを踏まえると、センシティブ情報と同様に、事業者の責務を明記することが適当である。

### 徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内容
第65回	平成26年10月23日	諮問 審議
第66回	11月25日	審議
第67回	12月18日	審議

### 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
井 関 佳穂理	公認会計士	
大 道 晋	弁護士	会 長
鈴 木 亜佐美	弁護士	会長職務代理者
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	

(五十音順)